

令和6年度における職員の給与の男女の差異の情報公表

令和7年6月30日

原子力規制委員会

女性職員活躍・ワークライフバランス推進本部

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	81.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.0%
全職員	78.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	—
本省課室長相当職	104.0%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	94.7%
係長相当職	98.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	86.4%
26～30年	—
21～25年	92.7%
16～20年	85.1%
11～15年	94.8%
6～10年	89.6%
1～5年	80.2%

【説明欄】

○女性の給与の割合が低い理由は以下のとおり。

【全体について】

- ・「任期の定めのない常勤職員」において、男女比は概ね男性82%（平均年齢46歳）、女性18%（平均年齢39歳）であり、相対的に給与差異が生じている。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」において、相対的に賃金水準が高い任期付職員においては男性職員の割合が高くなっており、相対的に賃金水準が低い事務補佐員においては女性職員の割合が高くなっている。
- ・扶養手当及び単身赴任手当の受給者に占める男性の割合が9割以上であることも給与差異に影響している。

【2.（2）について】

・勤続年数5年以下の区分においては、民間企業等経験を有する中途採用職員（シニアの男性が多い）も含まれており、相対的に給与差異が生じている。

○その他

- ・2.（1）役職段階別の「指定職相当」の区分において、女性職員が存在しないため「—」としている。
- ・2.（2）勤続年数別の「36年以上」及び「26～30年」の区分において、該当する女性職員が1名のため、記載の対象外としている。

- * 役職段階の考え方は以下のとおり。
指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表（１号俸から８号俸）が適用される職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表（一）７級から１０級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表５級及び６級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表３級及び４級相当職の職員）
- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。